

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月14日
【四半期会計期間】	平成26年度第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中島 孝、執行役員 経理部長 堀口 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中島 孝、執行役員 経理部長 堀口 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社 商船三井 関西支店 （大阪市北区中之島三丁目3番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成25年度 第1四半期連結 累計期間	平成26年度 第1四半期連結 累計期間	平成25年度
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	411,924	443,913	1,729,452
経常利益 (百万円)	15,291	7,543	54,985
四半期(当期)純利益 (百万円)	12,941	8,512	57,393
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	44,044	55	154,454
純資産額 (百万円)	663,094	773,579	783,549
総資産額 (百万円)	2,214,208	2,381,797	2,364,695
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.82	7.12	47.99
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.82	6.79	47.97
自己資本比率 (%)	26.04	28.16	28.72
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	25,451	14,469	94,255
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	33,114	27,784	119,870
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,925	48,178	7,093
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	191,781	214,811	180,125

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社。以下同じ。)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクのうち、「(5) 公的規制」について下記のとおり追加がありました。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

平成26年4月19日、当社運航の鉄鉱石運搬船が中国浙江省において中国当局の差し押さえを受け、同年4月24日、本船の差し押さえは解除されました。本件は日中戦争直前に当社の前身企業が中国船主より定期傭船した貨物船に関連する中国での民事訴訟によるものです。なお、前年度までに会計上の手当てをしておりますので、本件による当期業績への影響は軽微です。また、本件以外に同種の訴訟はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から6月30日までの3ヶ月）における世界経済は、ウクライナの政情不安に加えて6月以降のイラク情勢の悪化等地政学リスクの高まりが原油価格の上昇圧力になるなど、景気の下押し懸念が高まったものの、米欧の穏やかな景気回復が世界の経済成長を牽引しました。

米国では寒波の影響から平成26年年初はマイナス成長となりましたが、4月以降、景気は緩やかな拡大基調を維持しました。欧州の景気も回復傾向は持続しておりますが、失業率の高止まりやユーロ高などからの輸出の失速・デフレ懸念の高まりもあり、回復のペースは緩慢なものとなりました。また、中国では、消費の伸びが鈍化し不動産市場も減速したため、小規模な金融・財政対策が実施され、輸出の持ち直しとともに景気を下支えしました。わが国では4月の消費税率の引き上げ前の駆け込み需要の反動減で個人消費が落ち込むなど、景気は弱含みました。

海運市況のうち、ドライバルク船市況は長引く船腹過剰状態により需給バランスの改善が進まず、総じて低調に推移しました。原油船（VLCC）市況は、極東域製油所の定期修理による輸送需要減などにより6月中旬まで低迷しましたが、LPG船市況は好調でした。コンテナ船市況は、大型コンテナ船竣工による需給ギャップが依然として大きく、運賃水準は低調に推移しました。

当第1四半期連結累計期間の対ドル平均為替レートは、前年同期比  $1/3.13$  / US\$円安の  $1/101.94$  / US\$となりました。また、当第1四半期連結累計期間の船舶燃料油価格平均は、前年同期比US\$5 / MT上昇してUS\$611 / MTとなりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間（3ヶ月）の業績につきましては、売上高4,439億円、営業利益39億円、経常利益75億円、四半期純利益85億円となり、前年同期比で損益は悪化しました。

当第1四半期連結累計期間の連結業績及び対前年同期比較は以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	増減額/増減率
売上高 (億円)	4,119	4,439	319 / 7.8%
営業損益 (億円)	114	39	75 / 65.5%
経常損益 (億円)	152	75	77 / 50.7%
四半期純損益 (億円)	129	85	44 / 34.2%
為替レート (3ヶ月平均)	/98.81/US\$	/101.94/US\$	/3.13/US\$
船舶燃料油価格 (3ヶ月平均)	US\$606/MT	US\$611/MT	US\$5/MT

また、セグメントごとの売上高、セグメント損益（経常損益）及び概況は次のとおりです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	増減額/増減率
不定期専用船事業	1,941	2,126	185 / 9.5%
	126	108	17 / 13.8%
コンテナ船事業	1,750	1,878	127 / 7.3%
	11	72	61 / -%
フェリー・内航事業	133	137	4 / 3.3%
	0	6	6 / -%
関連事業	332	394	62 / 18.7%
	29	32	3 / 11.4%
その他	36	38	2 / 7.4%
	15	10	5 / 34.1%

（注1）売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

#### 不定期専用船事業

##### <ドライバルク船>

ドライバルク船市況は、ケープサイズ船については、豪州の鉄鉱石出荷能力の拡張を背景に太平洋域の鉄鉱石荷動きが堅調であったものの、ブラジル出しの鉄鉱石荷動きが鈍く、また鉄鉱石や石炭の主要積揚港での滞船が少なかったことで船腹の供給過剰状態が解消されず、市況は低調に推移しました。パナマックス船型以下の中小型船市況も、ケープサイズ船市況に連動し低迷しました。

このような市況環境下、鉄鋼原料船、木材チップ船、電力炭船などの長期契約による安定利益が寄与し、運航効率改善やコスト削減に努めた結果、ドライバルク船部門損益は当第1四半期連結累計期間においては前年同期比で増益となりました。

##### <油送船・LNG船>

油送船部門について、原油船(VLCC)市況は、極東の製油所の定期修理による輸送需要減などにより、6月中旬まで低調に推移しました。石油製品船市況は、上述の定期修理によるガソリン輸入需要の増加などが見られ、極東域では安定的に推移しました。大西洋域では、米国出し極東向けのナフサ輸送需要の回復の遅れや、新造船の船腹供給圧力の増加により低迷しました。一方、LPG船市況は、堅調なインド向けトレードや、米国出し輸送需要に支えられ、安定的に推移しました。

このような市況環境下、減速航行による燃料費削減、プール運航による運航効率の改善などに継続的に取り組み、部門損益は黒字を維持し、前年同期比で増益となりました。

LNG船市況については、新造船の竣工が続く一方で、新規LNG生産プラントの立ち上げは限定的であったため需給が緩み下落期となりました。LNG船部門は、長期輸送契約により市況の影響は軽微だったものの、入渠などによる稼働率の低下により、当第1四半期連結累計期間においては黒字達成には至りませんでした。

##### <自動車船>

自動車船部門については、各自動車メーカーの地産地消方針、出荷拠点の分散化が継続され、減少傾向にある日本出し完成車輸送のトレンドは変わりませんでした。その中で、Cross Trade輸送、及び復航輸送貨物の積取強化に努めましたが、昨年度末から開始した新規航路の完成車輸送が予想した程伸びなかったため、当第1四半期連結累計期間における損益は前年同期比で悪化しました。

#### コンテナ船事業

主要トレードの荷動きは北米航路・欧州航路とも安定的に推移しました。アジア域内はタイの政情不安、ベトナムでの中国経営工場でのストライキ等の不安定要因はあったものの、全体の荷動きは順調に推移しました。南米航路は同地域の経済成長鈍化、アルゼンチン経済不安の影響を受け荷動きの伸びの鈍化が見られました。

運賃水準は、北米航路・欧州航路では、引き続き大型船の竣工などの影響で低迷した運賃の回復には至らず、また南米東岸航路においては大幅に運賃水準が下落しました。

このような事業環境下、当社も大型船竣工によるコスト削減、北米航路・大西洋航路で新たにアライアンスによる協調配船を拡大するなど、競争力強化に努めましたが、当第1四半期連結累計期間において損失を計上しました。

#### フェリー・内航事業

フェリー・内航事業では、モーダルシフトの進展や建設需要の高まりにより輸送量が増加し、前年同期比で増収増益となりました。

#### 関連事業

不動産事業については、賃貸オフィスマーケットが緩やかに回復しつつある中、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル㈱は低い空室率を保ち、堅調な業績を維持しました。客船事業については、にっぽん丸は前期比で大幅に集客数を伸ばし、損益を改善させました。その他曳船、商社などの業績は総じて堅調に推移しました。その結果、関連事業全体では、前年同期比で増益となりました。

#### その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、前年同期比減益となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ346億円増加し、2,148億円となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は144億円(前年同期比109億円の収入減)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が122億円、減価償却費が201億円となった一方、法人税等の支払額が76億円、有形固定資産除売却益が58億円となったことによるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって支出された資金は277億円(前年同期比53億円の支出減)となりました。これは主に船舶を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出が445億円、長期貸付けによる支出が50億円となった一方、有形及び無形固定資産の売却による収入が239億円となったことによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は481億円(前年同期は49億円の支出)となりました。これは主に社債の発行による収入が802億円、長期借入れによる収入が267億円となった一方、長期借入金の返済による支出が320億円、社債の償還による支出が300億円となったことによるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は59百万円となっております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数は1,000株で あります。
計	1,206,286,115	1,206,286,115	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

平成26年4月8日の取締役会決議に基づき平成26年4月24日に発行した2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付  
転換社債型新株予約権付社債(以下 本 において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本  
社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)に付された新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月8日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権のうち自己株式新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	56,179,775株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	5.34米ドル(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日から 平成30年4月10日まで(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付された ものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)7
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

(注)1. 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を  
(注)2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算は行わない。

(注)2. イ 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の

価額は、その額面金額と同額とする。

- 口 本新株予約権の行使時の払込金額（以下「転換価額」という。）は米ドル建てとして、当初、5.34米ドルとする。
- 八 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。
- なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、一定限度を超える剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (注) 3 . 本新株予約権の行使期間は2014年5月8日から2018年4月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、本新株予約権付社債の要項記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本新株予約権付社債の要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本新株予約権付社債の要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年4月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から本新株予約権付社債の要項記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

- (注) 4 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (注) 5 . イ 各本新株予約権の一部行使はできない。

口 2018年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2018年1月1日



に開始する四半期に関しては、2018年1月23日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本口記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

( )株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)により当社に付与される発行体格付がBBB-(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付)以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)により当社に付与される長期発行体格付がBBB-(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付)以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「ムーディーズ」という。)により当社に付与される発行体格付がBa3(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBa3同等の格付)以下である期間(かかる各格付を、以下「格付」という。)、( )R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は( )R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記( )、( )又は( )に記載の事由が、(a)R&I、JCR若しくはムーディーズ(場合による。)に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手續の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、(b)R&I、JCR若しくはムーディーズ(場合による。)のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなる、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げることに生じる場合、又は(c)当社がR&I、JCR若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限りではなく、本口記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。

但し、上記(b)において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付の非付与、停止又は取下げ(以下、併せて「取下げ」と総称する。)による場合を除くものとし、

また、上記(c)において、R&I、JCR及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選択のみ(以下「本選択」という。)が上記(c)の目的に照らし効力を有するものとし、本選択が行われた後は、本はR&I、JCR又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を本新株予約権付社債の要項に定める財務代理人(以下「財務代理人」という。)及び本新株予約権付社債権者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に当該レートが表示されない場合には、財務代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(注)6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(注)7. イ 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本 イ に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して本新株予約権付社債の要項記載の証明書  
を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資  
産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する  
他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会  
社再編により本社債及び / 又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

□ 上記 イ の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と  
同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組  
織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 ( ) 又  
は ( ) に従う。なお、転換価額は(注) 2. 八 と同様の調整に服する。

( ) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行  
使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普  
通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領  
できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はそ  
の他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得  
られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

( ) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した  
場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の  
直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新  
株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記 イ に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、

(注) 3. 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使  
は、(注) 5. 口 と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に本新株予約権付社債の要項  
記載の当社による本新株予約権付社債の取得と同様の方法により取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算  
規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の  
結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資  
本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わな  
い。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関  
する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継  
会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株  
予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

八 当社は、上記 イ の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場  
合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合(合併を除く。)には保証を付すほか、本新株予約  
権付社債の要項に従う。

平成26年4月8日の取締役会決議に基づき平成26年4月24日に発行した2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付  
転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権（以下 本 において「本新株予約権付社債」といい、その  
うち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月8日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権のうち自己株式新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	41,666,666株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	4.80米ドル（注）2
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日から 平成32年4月9日まで（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額	（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付された ものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）7
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

（注）1．新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を  
（注）2．記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金に  
よる調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式  
は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」  
という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による生産は行わない。

（注）2．イ 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の  
価額は、その額面金額と同額とする。

ロ 本新株予約権の行使時の払込金額（以下「転換価額」という。）は米ドル建てとして、当初、4.80米ド  
ルとする。

ハ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株  
式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。

なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除  
く。）の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、一定限度を超える剰余金の  
配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予  
約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調  
整される。

（注）3．本新株予約権の行使期間は2014年5月8日から2020年4月9日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。  
但し、本新株予約権付社債の要項記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで  
（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択され  
た本社債に係る本新株予約権を除く。）、当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本  
新株予約権付社債の要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本  
新株予約権付社債の要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記  
いずれの場合も、2020年4月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはで  
きない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通  
知の翌日から本新株予約権付社債の要項記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(注) 4 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 5 . イ 各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ 2020年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2020年1月1日に開始する四半期に関しては、2020年1月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本 ロ 記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及び の期間は適用されない。

（ ）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）により当社に与えられる発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）により当社に付与される長期発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）により当社に付与される発行体格付がBa3（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBa3と同等の格付）以下である期間（かかる各格付を、以下「格付」という。）、（ ）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は（ ）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記（ ）、（ ）又は（ ）に記載の事由が、（a）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手続の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、（b）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなる、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げるにより生じる場合、又は（c）当社がR&I、JCR若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限りではなく、本 ロ 記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。

但し、上記（b）において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付の非付与、停止又は取下げ（以下、併せて「取下げ」と総称する。）による場合を除くものとし、また、上記（c）において、R&I、JCR及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選択のみ（以下「本選択」という。）が上記（c）の目的に照らし効力を有するものとし、

本選択が行われた後は、本 はR&I、JCR又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を本新株予約権付社債の要項に定める財務代理人（以下「財務代理人」という。）及び本新株予約権付社債権者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、（注）3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に当該レートが表示されない場合には、財務代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

（注）6．各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（注）7．イ 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本 イ に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して本新株予約権付社債の要項記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

ロ 上記 イ の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は（注）2．八 と同様の調整に服する。

（ ）合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

（ ）上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新

株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記 イ に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、

(注) 3 . 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5 . ロ と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得と同様の方法により取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

八 当社は、上記 イ の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合(合併を除く。)には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日 ~ 平成26年6月30日	-	1,206,286	-	65,400	-	44,371

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,432,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,187,780,000	1,187,780	同上
単元未満株式	普通株式 8,074,115	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,206,286,115	-	-
総株主の議決権	-	1,187,780	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株(議決権の数24個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 商船三井	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号	10,318,000	-	10,318,000	0.86
第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富二丁目14番4号	114,000	-	114,000	0.01
計	-	10,432,000	-	10,432,000	0.86

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が12,286株(議決権の数12個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	411,924	443,913
売上原価	377,248	412,442
売上総利益	34,676	31,471
販売費及び一般管理費	23,181	27,511
営業利益	11,494	3,959
営業外収益		
受取利息	530	603
受取配当金	2,953	2,031
持分法による投資利益	-	303
為替差益	2,518	2,783
デリバティブ評価益	688	426
その他営業外収益	2,657	1,173
営業外収益合計	9,348	7,322
営業外費用		
支払利息	3,235	2,967
持分法による投資損失	1,842	-
その他営業外費用	474	771
営業外費用合計	5,551	3,738
経常利益	15,291	7,543
特別利益		
固定資産売却益	3,951	7,705
その他特別利益	1,307	184
特別利益合計	5,259	7,890
特別損失		
固定資産売却損	2,840	580
固定資産除却損	999	1,253
その他特別損失	769	1,299
特別損失合計	4,608	3,134
税金等調整前四半期純利益	15,942	12,299
法人税等	1,977	2,554
少数株主損益調整前四半期純利益	13,964	9,745
少数株主利益	1,023	1,232
四半期純利益	12,941	8,512

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,964	9,745
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,104	3,090
繰延ヘッジ損益	12,634	6,179
為替換算調整勘定	8,893	2,096
退職給付に係る調整額	-	121
持分法適用会社に対する持分相当額	4,448	4,383
その他の包括利益合計	30,079	9,690
四半期包括利益	44,044	55
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	41,182	493
少数株主に係る四半期包括利益	2,862	548

## ( 2 ) 【四半期連結貸借対照表】

( 単位：百万円 )

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	98,148	117,954
受取手形及び営業未収金	146,786	145,781
有価証券	83,000	98,000
たな卸資産	59,349	60,716
繰延及び前払費用	73,284	68,313
繰延税金資産	1,628	1,823
その他流動資産	72,138	68,873
貸倒引当金	697	714
流動資産合計	533,639	560,748
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	860,095	844,622
建物及び構築物(純額)	136,990	134,647
機械装置及び運搬具(純額)	10,273	9,735
器具及び備品(純額)	4,929	5,419
土地	215,610	215,577
建設仮勘定	148,971	163,787
その他有形固定資産(純額)	2,373	2,329
有形固定資産合計	1,379,244	1,376,119
無形固定資産	29,384	28,711
投資その他の資産		
投資有価証券	234,455	236,826
長期貸付金	37,519	41,119
長期前払費用	3,550	3,584
退職給付に係る資産	21,199	16,925
繰延税金資産	3,768	3,901
その他長期資産	123,717	115,703
貸倒引当金	1,785	1,840
投資その他の資産合計	422,426	416,219
固定資産合計	1,831,055	1,821,049
資産合計	2,364,695	2,381,797

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	143,196	147,804
短期社債	45,000	15,000
短期借入金	105,188	132,352
未払法人税等	6,909	2,978
前受金	37,696	34,375
繰延税金負債	1,716	1,769
賞与引当金	4,530	3,197
役員賞与引当金	121	20
コマーシャル・ペーパー	-	4,000
その他流動負債	85,687	78,688
流動負債合計	430,045	420,187
固定負債		
社債	180,500	260,780
長期借入金	740,038	705,766
リース債務	21,564	20,923
繰延税金負債	81,130	79,271
役員退職慰労引当金	1,852	1,543
特別修繕引当金	14,191	14,807
退職給付に係る負債	12,935	12,769
その他固定負債	98,888	92,168
固定負債合計	1,151,100	1,188,030
負債合計	1,581,146	1,608,217
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	44,516	44,515
利益剰余金	502,833	503,396
自己株式	6,981	6,985
株主資本合計	605,768	606,326
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	32,809	35,662
繰延ヘッジ損益	39,711	31,095
為替換算調整勘定	315	3,437
退職給付に係る調整累計額	1,186	1,065
その他の包括利益累計額合計	73,392	64,385
新株予約権	2,390	2,390
少数株主持分	101,998	100,476
純資産合計	783,549	773,579
負債純資産合計	2,364,695	2,381,797

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	15,942	12,299
減価償却費	21,629	20,191
持分法による投資損益(は益)	1,842	303
引当金の増減額(は減少)	1,298	1,046
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	468
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	112
受取利息及び受取配当金	3,484	2,635
支払利息	3,235	2,967
投資有価証券売却損益(は益)	618	1
有形固定資産除売却損益(は益)	112	5,873
為替差損益(は益)	399	3,048
売上債権の増減額(は増加)	7,335	303
たな卸資産の増減額(は増加)	3,057	1,597
仕入債務の増減額(は減少)	9,618	5,189
その他	7,535	4,550
小計	30,773	21,315
利息及び配当金の受取額	4,503	4,128
利息の支払額	3,896	3,327
法人税等の支払額	5,930	7,646
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>25,451</b>	<b>14,469</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	15,911	1,826
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,870	2
有形及び無形固定資産の取得による支出	44,193	44,523
有形及び無形固定資産の売却による収入	26,868	23,986
短期貸付金の純増減額(は増加)	115	304
長期貸付けによる支出	3,090	5,069
長期貸付金の回収による収入	338	1,245
その他	118	1,293
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>33,114</b>	<b>27,784</b>

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,176	5,146
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	500	4,000
長期借入れによる収入	40,587	26,732
長期借入金の返済による支出	46,266	32,059
社債の発行による収入	-	80,280
社債の償還による支出	-	30,000
自己株式の取得による支出	6	5
自己株式の売却による収入	5	0
配当金の支払額	1	3,589
少数株主への配当金の支払額	450	2,071
その他	468	255
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,925</b>	<b>48,178</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,734	988
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,854	33,875
現金及び現金同等物の期首残高	200,636	180,125
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	810
現金及び現金同等物の四半期末残高	191,781	214,811

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間より、新規に設立しましたBANGKOK CONTAINER SERVICE CO., LTD.を含む7社を連結の範囲に含めております。

また、MOBSEL VERMINTINO SHIPPING COMPANY LIMITEDを含む3社は清算終了により、当第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が4,570百万円、退職給付に係る負債が5百万円、利益剰余金が4,567百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

1 偶発債務

保証債務等

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
被保証者(被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者(被保証債務等の内容)	保証金額
CERNAMBI SUL MV24 B.V. (船舶設備資金借入金他)	14,481百万円 (US\$139,050千)	CERNAMBI SUL MV24 B.V. (船舶設備資金借入金他)	14,524百万円 (US\$139,050千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,719 (US\$94,432千)	CERNAMBI NORTE MV26 B.V. (船舶設備資金借入金他)	11,446 (US\$110,985千)
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED (船舶設備資金借入金他)	9,412 (US\$91,457千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,474 (US\$93,468千)
CERNAMBI NORTE MV26 B.V. (船舶設備資金借入金他)	8,216 (US\$79,816千)	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED (船舶設備資金借入金他)	9,262 (US\$91,383千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	7,268 (US\$70,621千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	7,095 (US\$70,005千)
MONTERIGGIONI INC. (船舶設備資金借入金)	4,631 (US\$45,000千)	MONTERIGGIONI INC. (船舶設備資金借入金)	4,561 (US\$45,000千)
MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	3,405	MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	3,283
DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,634 (US\$25,600千)	DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,529 (US\$24,960千)
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD./INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. (金利スワップ関連他)	2,594 (US\$25,208千)	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD./INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. (船舶設備資金借入金他)	2,414 (US\$23,817千)
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,003 (US\$19,467千)	HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,923 (US\$18,980千)
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,973 (US\$19,175千)	RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,896 (US\$18,711千)
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,880 (US\$18,275千)	AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,809 (US\$17,850千)
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION (船舶設備資金借入金)	1,661	LNG EBISU SHIPPING CORPORATION (船舶設備資金借入金)	1,661
従業員(住宅・教育ローン)	639	従業員(住宅・教育ローン)	605
㈱ワールド流通センター (倉庫建設資金借入金)	617	㈱ワールド流通センター (倉庫建設資金借入金)	572
その他(15件)	7,027 (US\$23,937千他)	その他(16件)	8,099 (US\$32,405千他)
合計(円貨)	78,168	合計(円貨)	81,160
合計(外貨/内数)	(US\$652,043千他)	合計(外貨/内数)	(US\$686,617千他)

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。

外貨による保証残高US\$652,043千他の円貨額は67,149百万円であります。

上記のうち再保証額は4百万円であります。

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。

外貨による保証残高US\$686,617千他の円貨額は69,633百万円であります。

上記のうち再保証額は4百万円であります。

2 その他

当第1四半期連結会計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。



(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	118,270百万円	117,954百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	467	1,143
取得日から3か月以内に償還期限の到来 する短期投資(有価証券)	13,000	98,000
取得日から3か月以内に償還期限の到来 する短期投資(その他流動資産)	60,979	-
現金及び現金同等物	191,781	214,811

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,587	3.0	平成26年3月31日	平成26年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不定期専 用船事業	コンテナ 船事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への売上 高	193,917	174,682	13,241	28,294	410,135	1,788	411,924	-	411,924
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	214	389	60	4,971	5,635	1,844	7,480	(7,480)	-
計	194,131	175,071	13,301	33,266	415,771	3,632	419,404	(7,480)	411,924
セグメント利益又は 損失( )	12,614	1,106	17	2,907	14,397	1,593	15,991	(699)	15,291

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 699百万円には、セグメントに配分していない全社損益 879百万円、管理会計調整額1,040百万円及びセグメント間取引消去 861百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不定期専 用船事業	コンテナ 船事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への売上 高	212,537	187,311	13,649	28,244	441,744	2,169	443,913	-	443,913
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	109	522	87	11,236	11,957	1,730	13,688	(13,688)	-
計	212,647	187,834	13,737	39,481	453,701	3,899	457,601	(13,688)	443,913
セグメント利益又は 損失( )	10,874	7,256	612	3,240	7,470	1,049	8,520	(976)	7,543

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 976百万円には、セグメントに配分していない全社損益 2,516百万円、管理会計調整額1,519百万円及びセグメント間取引消去19百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10.82円	7.12円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	12,941	8,512
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	12,941	8,512
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,195,814	1,195,907
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10.82円	6.79円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	425	58,481
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

当第1四半期連結会計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月14日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 薊 和彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 與直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。